

総務建設経済常任委員会会議記録

1. 期日 平成 29 年 12 月 4 日(月) 開会 13 時 10 分
閉会 16 時 02 分
2. 場所 第 1 委員会室
3. 付議事件
 - ①二宮町消防団員の任免、給与、定員、服務等に関する条例の一部を改正する条例（町長提出議案第 60 号）
 - ②二宮町火災予防条例の一部を改正する条例（町長提出議案第 61 号）
 - ③二宮町駅前町民会館条例を廃止する条例（町長提出議案第 54 号）
 - ④二宮町町民センター条例の一部を改正する条例（町長提出議案第 55 号）
 - ⑤二宮町防災コミュニティーセンター条例の一部を改正する条例
(町長提出議案第 62 号)
 - ⑥駅前町民会館閉館に伴う代替施設利用の利便性改善を求める陳情
(平成 29 年陳情第 7 号)
 - ⑦平成 30 年度の「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」へのマイナンバー記載の中止などを求める陳情（平成 29 年陳情第 8 号）
 - ⑧二宮町税条例の一部を改正する条例（町長提出議案第 56 号）
 - ⑨二宮町自転車駐車場条例の一部を改正する条例（町長提出議案第 59 号）
4. 出席者 野地委員長、善波副委員長、杉崎委員、柳川委員、二宮委員、桑原委員
二見議長

執行者側
 - ①～②町長、副町長、消防長、消防本部参事兼課長、消防課副主幹、予防班長
 - ③～⑤町長、副町長、政策総務部長、政策担当参事兼地域政策課長、財務課長、財産管理班長、教育部長、生涯学習課長
 - ⑥町長、副町長、政策総務部長、政策担当参事兼地域政策課長、財務課長、財産管理班長、教育長、教育部長、生涯学習課長
 - ⑦政策総務部長、戸籍税務課長、課税班長
 - ⑧町長、副町長、政策総務部長、戸籍税務課長、課税班長
 - ⑨町長、副町長、政策総務部長、防災安全課長、危機管理班長
傍聴議員 6 名
一般傍聴者 3 名
5. 経過

①二宮町消防団員の任免、給与、定員、服務等に関する条例の一部を改正する条例（町長提出議案第 60 号）

＜補足説明＞

なし

＜質疑＞

杉崎 前に年齢は 18 歳にした記憶があるが、なぜその時通学を入れなかったのか。

消防課副主幹 当時、平成 25 年に、なぜ学校を入れていなかったのかというところでは、町内にそういった施設が無いということを鑑みて、特に入れる必要が無いという判断のもと改正を行った。今回、在学のかたを入れるのは、消防団員の確保のため、その中で学生は入れるのかという問合せも実際にいただいたこともあったので、そういったところに配慮して、条例を分かりやすくするといったところが目的である。

杉崎 以前決めたときは施設が無くて、今も施設が無いという認識でよいか。ただ、学生云々の問合せがあるから、文言に入れたということか。

消防課副主幹 二宮高校も該当するところであるが、実際高校生となると 18 歳以上だと 1 年に満たないところもあるので、あまり想定していなかったということだと思う。

柳川 杉崎議員と重複するかもしれないが、18 歳以上の消防団員ということで、現実問題としては、二宮町には大学が無い。高校生は他町から来ている。可能性としては、この条例改正によって、少しは明るい見通しになるのか。

消防課副主幹 定数確保ということも消防団に課せられているところで、もし定数が不足しているということがあれば、途中加入ということも検討に入ってくるかと考えている。ただ、町外在住者の方で、二宮高校生ということになってくると、卒業後に二宮町で就職していただけないと、そのまま退団になってしまうというところ、またそこから新たに人材を発掘していくところも考えると、なかなか期限が決められている中で、入団というところでは、慎重に進めなければならない。また、高校生ともなると、高校の修学の問題もあるので、色々な周辺事情を含めてじゅうぶんに配慮して、迎え入れたいと考えている。

柳川 経費的な問題もあるので、1 年未満は難しいと思うが、これを見ると 18 歳以上だが、女性団員の確保に向けたアピールはどうなっているのか。

消防課副主幹 女性団員については、積極的に加入を推進していきたい。これから検討する部分もあるが、現状各分団が 15 名という形になっているので、

15名×5個分団で75名と本部3名を加えた78名が定数となっている。この定数を変えて、本部付という形で女性団員も考えているが、そうすると各分団の定数15名というのを変更するか、分団員の定数自体を増やすのか、そういったところの整理を順次進めているところである。

休憩 13時17分

(傍聴議員の質疑：なし)

再開 13時17分

<討論>

なし

<採決>

委員長

それでは議案第60号を採決する。原案のとおり可決とすることに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。

よって議案第60号は可決と決定する。以上で議案第60号の審査を終了する。

②二宮町火災予防条例の一部を改正する条例（町長提出議案第61号）

<補足説明>

消防本部参事 それでは、改正条例の第42条の4第3項の規則で定める内容について「二宮町火災予防規則の一部を改正する規則」（案）をお手元にお配りしているので、新旧対照表を使って補足説明する。それでは規則の新旧対照表は左が改正後、右が改正前である。

まず、第2条の2第2項と第4条第2号と、次のページの最後にある別表第2の注書きについては、引用法令の記載方法の整理をさせていただいたもので、今回の公表制度の導入に伴う改正条文は、第7条の2と第7条の3に追加規定したものを。

第7条の2は、「公表の対象となる防火対象物及び違反の内容」として、第1項では、消防法施行令の別表1に掲げる、いわゆる特定防火対象物で、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備が、立入検査で設置されていないことが確認されたものを違反公表の対象とすることを定め、第2項で、違反の内容を定めた。

次のページの第7条の3は、「公表の手続」として、立入検査の結果通知から14日を経過した日において、違反の是正がされなかった場合に、町のホームページに、違反が是正されるまでの間、防火対象物の名称と所在地及び違反の内容を掲載することを定めたもの。改正前の第7条の2の「防火対象物使用開始の届出」は、第7条の4に繰り下げるものである。なお、今回の公表制度の導入に当たり、9月1日から10月2日まで意見募集を行ったが、意見書の提出は無かった。補足説明は以上である。

<質疑>

二見

この条例の改正によって、町内の対象物件があるのかないのか。あ

ればどういったところが対象物件となるのか。

予防班長

まず対象というところでは、町内にある建築物すべてということで認識いただきたい。というのが、一般住宅であっても、このあと万一用途変更があって、特定防火対象物にいたるような用途変更が行われた場合においては、その時点でスプリンクラー設備、屋内消火栓設備、自動火災報知設備の設置義務が生じ、その際付いていなかったということになると、すべてのものが対象となってしまうということである。現在のところ、公表の対象となるものがあるのかないかというところでは、先日、1件、対象となるようなものが発生した。そちらの用途については、複合用途のビルで、飲食店が入居した際に、窓をふさいでしまって、消防法に言うところの無窓階というような危険な構造となってしまうことで、現在屋内消火栓の設置義務が生じてしまっているところである。ただしこちらについては、所有者の方が、速やかに窓の開放等の対処をするということなので、このあとの4月の施行以降の公表の対象には該当してこないかなと考えている。

休憩 13時23分

(傍聴議員の質疑：なし)

再開 13時23分

<討論>

なし

<採決>

委員長

それでは議案第61号を採決する。原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第61号は可決と決定する。以上で議案第61号の審査を終了する。

③二宮町駅前町民会館条例を廃止する条例(町長提出議案第54号)

④二宮町町民センター条例の一部を改正する条例(町長提出議案第55号)

⑤二宮町防災コミュニティーセンター条例の一部を改正する条例

(町長提出議案第62号)

委員長

二宮町駅前町民会館条例を廃止する条例(町長提出議案第54号)、二宮町町民センター条例の一部を改正する条例(町長提出議案第55号)、二宮町防災コミュニティーセンター条例の一部を改正する条例(町長提出議案第62号)を一括議題とするが異議はないか。

(異議なし)

<補足説明>

なし

<一括質疑>

桑原

駅前町民会館の廃止後、観光協会や「にの屋」は、これからどうなっていくのか。会館を利用されていた方の移転先、振り分けは完了して

いるのか。また、町民センター条例の一部改正について、閉館は 10 時から 9 時に早めた理由は何か。

財務課長

観光協会について廃止となれば、移転せざるを得ないが、現状では移転することは間違いないと思うが、移転先についてはまだ決定していない。おそらく既存の公共施設に移設する可能性が高いものだが、具体的にここというのはまだ決定していない。「にの屋」についても同様である。利用団体の振り分けについては、行き先が決まっているのかということだが、夏に一度説明会を開催し、その後団体個別に相談に乗っているところであるが、おおむね各団体は色々な施設に目星をつけていただいて、自分たちが活動できそうな場所を見出しているところである。まだ行き先が確定していないという団体も散見される。数についてはのちほど班長から報告する。町民センターの営業時間を 1 時間短くするというところでは、今のご利用状況をみると、10 時まで使っている団体は非常に少ない。今回 2 時間区分で整理させていただいたわけだが、そうして分けると、最後の 9 時から 10 時までが 1 時間単位で残ってしまうということもあるので、そこを検討した結果、先ほども申し上げたとおり、利用頻度も少ない現状もあって、9 時までという整理をさせていただいた。

財産管理班長

駅前町民会館は、現在定期的にご利用いただいている団体はおおむね 30 団体。一応説明会の際には、12 月をめどに移転先をご検討いただきたいというところである。来年 1 月以降もまだご利用いただいている団体はおおむね 9 団体程度となっている。その中でも 4 月からの移転に向けてご相談を受けている団体もあるので、数としてはもう少し減ってくるのかなというところである。

桑原

町民会館の振り分けだが、3 月までがまだ続くんではないかと思ったが、本当に 3 月末までに完了するのかどうかというところ。駅前町民会館が 3 月に廃止になったあと、その跡地利用についてはどのようにしていくのか。今後の方向性について分かる範囲で教えてもらいたい。あと、町民センターについては貸出時間に短時間化と、それに伴う使用料の低減化を条例として出したが、他の体育施設やラヂアンも追随してこれからも検討していくのか。

財務課長

駅前町民会館の利用者の行き先が 3 月末までに振り分けが完了するのかという質問があったが、完璧にこの 3 月末までに始末がつくかということでは、正直なところ現状では言い切れるところではない。しかし、我々としてはそれができるものとして整理をさせていただいているところである。その方向で各団体と交渉していきたいと思う。団体の利用形態によって、だいたい人数も違うので、活動しやすい施設をご紹介していきたいと考えている。廃止後の利用や方向性という話だが、まだ正式に申し上げられるほどの情報はまだ言える段階ではない。他の体育施設も追随するのかということについては、基本的には、将来的に使用料を見直す際には、できる限り分かりやすいコマや料金体系にしていくという方向だと思うので、まったく同じような追随かは

分からないが、分かりやすい体系にしていくというところでは変わりはない。

杉崎 今後の話だが、いつ壊すのか。まだ決まっていないという答えだと思うが、使っていなければ、地震があっても被害者が無い。と言って、観光協会をいつまでも置いておくわけにもいかない。当面、決まるまで観光協会を置くということもあるし、壊す時期はこれから検討するという事だと思うが、いつごろまでに検討するのか。あと、関連性というところで、この前に本会議で、政策総務部長が、町民会館廃止と時間区分は関係ないという話をされたような気がするが、それならば、条例廃止は4月から、使用区分細分化の改正条例は、もっと前倒しにしてもいいのではないかと思うが。なぜ4月1日に延ばしたのか。

財務課長 駅前町民会館を解体するタイミングについては、今回老朽化や耐震性能の不足を理由に廃止させていただきご提案をしたが、速やかに解体を進めるべきと考えている。財務課では30年度予算で経費の要求をしている。ただ実際には、まだ査定前であるので、これが査定で残るかどうかということはある。

政策総務部長 先般の本会議の中では、順番の質問であったため、町民会館だけの理由で今回の町民センターと防災コミュニティーセンターの改正を出したということではないということ。ここで通れば早くということもあるし、その方が利用者にとっても有利かもしれないが、周知期間を取らなければ、時間区分もだいぶ変わり、料金体系も変わるので、最低限の周知期間として3か月取らせていただいてスタートしたいということ。

杉崎 30団体が使っていて、21団体がすべて上に来るか分からないが、今までの申込み方法では交通整理ができるのか。今は2か月前の1日だったと思うが、申込方法は変えるのか。ある団体ばかりでなく、まんべんなく使えるようになるのか。

財務課長 申込方法は現時点では変更のタイミングではない。しかし、課題である予約システムが将来控えているので、このタイミングで予約システムに載せる施設については、ある程度共通の理念のもとに運用していくのが望ましいと考える。

財産管理班長 駅前町民会館を利用している団体で、町民センターへ活動場所を移しているのは、こちらで把握しているのは、7団体がすでに移ってきており、4月に向けて準備しているのが1団体。

杉崎 予約方法を変えたいということだが、いつの時点を考えているのか。

財務課長 予約システムが構築でき次第になるかと思うが、こちらもタイミングが難しいところで、31年度稼働を目指して動き出そうということで調整している。各公共施設は、予約システムに載せられるものとそうでないものがあり、現在調整しているところである。各施設の今の使い方

等を勘案して、その辺はよく見極めた上で交通整理させていただきたいところである。

野地

駅前町民会館を早くストップさせる主張をしてきた立場として、今回閉鎖、廃止することについては賛成だが、最近町民からよく訊かれるが、その後どうするのか、いつ壊すのか、「にの屋」と観光協会はどこ行くのということである。こうした質問が多い中で、先ほどの答弁では、どこに移転するか分かりませんということだった。来年度予算には、壊すための予算要求をしているという話だったが、議会としては、これだけのご迷惑を町民にかけるということで、廃止ありきとして議会として賛成することは、私としては疑問があつて、もう一度訊きたいのだが、観光協会と「にの屋」の移転についてはどのように考えているのか。案があるはずだ。壊すにしても4月に壊すのか3月に壊すのかということ、1年間そこにあるかないかということも訊いておきたい。他の施設、ラディアン条例改正が今回上程されていないが、それについての見解を、なぜ同時期に上程しないのか。

財務課長

壊すタイミングについては、提案理由をよく考えてみれば、速やかに、なるべく早い段階で壊すべきだと考えているので、もし予算がいただけるのであれば、できうる限り早く、という形になると思う。もちろん、今ある観光協会の移転が済んだらという話になると思うが、可能な限り早くということである。

政策総務部長

観光協会と「にの屋」の関係であるが、観光協会が現在、駅前という立地の中で運用しているところである。町としては、一番大きなイベントとしては「菜の花ウォッチング」があり、これを軸に、駅前の空き店舗であったり、公共施設であったりとか、もろもろ検討しているところである。候補地はいくつかあるが、最終的に絞り込みができていないということである。選択肢がいくつかある中で、最終的な絞り込みをしているところである。駅周辺でいくつか考えているということである。

教育部長

ラディアンの利用区分を変更することについては、予約システムとか時間区分などを見極めた上で、ラディアンはホールがあったり、利用形態を見極めた上で、変更をするならするというところで検討しているところである。

野地

移転が終わって速やかに壊すという話だが、移転先候補は今の話では空き店舗や公共施設ということだったが、すると3月末までに移転先は決まるという前提のもとで言っているのか。極端な話、来年の夏には移転先が決まるということでは困るので、3月末までに移転先が決まると、そして予算が取れば速やかに壊すということで、その後は空き地のままでまだ利用価値は見いだせていないということではよいか。私たちは昨年度、閉館というか人に立ち入りさせないということを訴えてきたが、29年度予算でも引き続きやるという町の意向で予算が通った。しかし、6月に即閉館ということで、突然町の方針が変わった。それについての説明は議会に対していまだ無い。なぜ、29年度に入って急に閉館を持

ち出して動き出したかという説明をいただきたい。

財務課長

29年度に入って、突如そういった考えが表明されたかのように見えてしまうのは、こちらの説明不足もあったのかと思うが、町民会館は法定耐用年数はとっくに過ぎているということで、34年から38年には法定耐用年数だが、すでに60年使ってしまったという現状があるので、平成8年度に実施した耐震診断も含めて、よろしくない状況だというのは、前から分かっていたところである。ここで再配置とか、町全体であらためて検証し、どうするのか検討してきた中で、町民会館の老朽化ということでは、ある意味、町の象徴的な施設ということもあって、あそこを残して再配置云々というのもおかしな話であるので、やはり危険と言われても致し方ない施設なので、ここは考えを整理し、今までの運用を見直す、考え直したというのが、率直なところなのかなと思う。

政策担当参事

跡地のその後の利用は、これまでもお答えした通り、速やかに壊したいということは、やはり年度内に観光協会の行き先をしっかりと決めていまなくてはならない。当然壊すと言っているのに、跡地利用も考えていかななくてはならない。ただ、再配置という言葉も出たが、あそこが無くなって、じゃそのあと何を造ろうかという時代ではない。利用価値の無い更地で置いておくのも、この財政状況を考えると許されることではないと思う。そのあたりを勘案して検討していきたい。

野地

参事が未利用地が増えるのは許されないとやったこと、利用価値を見出していただきたいと思うので、よろしく願います。財務課長の説明には納得できない。私たちもあそこは耐震性が悪いから、早くああしてくれこうしてくれと言っているのにも関わらず、引き継いでいるわけである。私たちは分かっているはずなのに、町はそれを把握していなかった、ゴメンナサイと言うのと同じである。それには、他に理由があるのではないかと質問する。なぜ突然閉館にすることにしたか、本当の理由は何なのか、教えてほしい。

財務課長

具体的に言うと、今までは利用されている方の割り振りまで検証がなされていなかった。ここで、議会からもそのような話が出ているので、現有の公共施設に割り振ることができるのかということ、役場内で検討した。その結果、ある程度、無理なく空いている時間帯に今の団体を移行させることが、机上の論理かもしれないが、できると我々は踏んだわけである。そのへんの検証が今までできていなかったというところで、駅前町民会館のご利用も固定の団体ではあるが、割と使っていただいているので、なかなか急に踏み込めなかったということもあったと思う。そこを、老朽化ということは目で見れば分かるわけで、さすがにもう難しい。それと、熊本地震もあり、ああいったこともひとつの契機にはなっていると思う。東日本もあったが、わりと「もって」しまったというところであったのだと思う、熊本地震のように、震度7が2回来るといのは特異な事例も発生したわけで、I S値が0.6以上求められる時代に、町民会館は0.2も無い。あらためて検証したところ、やはりこれ以上は無理だと。いくら利用者の需要があったとしても、自治体としてそ

のような施設を供用するというのは、あまりにも無責任ではないかという
ことで、割り振りをあらためて考えさせていただいて、今回の提案と
なった。

休憩 13時57分

(傍聴議員の質疑：渡辺、添田 各議員)

再開 14時19分

<一括討論>

善波

賛成の討論である。私はかねてから、この駅前町民会館は危険な建物だということで、いつまでも放置しておく、人災の被害が出たときに、多大な負担が増えるということ。廃止をいつするんだということで、一般質問も何回かしてきた。傍聴委員からは、プロセスの問題も話があったが、私は、廃止をすると決まったから、こういう色々な議論が出てきて、ここで一步前に進んできているわけである。これは一括審議をしたことによって、町民会館の使い勝手とか、料金体系とか、ラヂアンは所管が違うが、こういう問題も出てきて、跡地利用とか、そういう議論が進むわけなので、賛成の立場である。

<採決>

委員長

それでは議案第54号を採決する。原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第54号は可決と決定する。以上で議案第54号の審査を終了する。

次に議案第55号を採決する。原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第55号は可決と決定する。以上で議案第55号の審査を終了する。

次に議案第62号を採決する。原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第62号は可決と決定する。以上で議案第62号の審査を終了する。

休憩 14時21分

再開 14時25分

⑥駅前町民会館閉館に伴う代替施設利用の利便性改善を求める陳情

(平成29年陳情第7号)

<趣旨説明>

(趣旨説明：二宮太極拳クラブ 佐藤氏・渡辺氏)

渡辺氏

午後から傍聴させていただいたが、閉館に伴って、色々難しい問題があることはよく分かった。ただ、私どもの団体としては、人命

最優先ということで、いつ起こるか分からない地震に対して、閉館というのは、私たちは納得している。町からこのような提案があるとは分かっていなかったもので、思いがけない提案もあったので、説明(の予定)も少し狂ってきたが、まず、非常に細かい陳情である。この常任委員会に取り上げていただいたことに感謝している。町のほうでも、町民センター、防災コミュニティセンターの条例改正案を、8月に実施した町の説明会では、質問や要望が相次いで、かなり紛糾していた。最短期間で、議案を提出して下さったことにお礼申し上げる。これが、可決・成立すれば、4月からの代替施設以降がスムーズにできる。皆様のご努力に感謝する。参考資料をご覧ください。このうち1を見れば分かる通り、定期的な利用団体のうち、9割は2時間以内の利用である。2の比較表であるが、町民センターの件については、先ほどの議案が可決されれば、陳情要旨の1については解決することになる。要旨2はラディアンのことだが、貸出が午前・午後・夜間で、昼休みとか、17時から18時は通しで予約しないと使えない。また、予約は4か月前で、ラディアンに行って毎週のように予約しなければならないので、不便である。ただ、生涯学習課長と事前にお話ししたが、ラディアンは色々対応が難しいそうなので、陳情としては、対応できる施設、予約方法など内容から、順次、検討・実施していただければと思う。私たちも、ホールや舞台は目的が違うと思うし、すべての部屋を安くしてほしいということではない。料金が高いと、会費を値上げせざるを得ず、退会する人が出ても困る。ミーティングルームとか、いくつかの部屋について、短時間化に伴って、料金の低減化を図っていただければと思う。配付資料の枠外の記載だが、私たち太極拳クラブは、できるだけ長く健康であることを目的に活動している。70歳代が中心で、58名の会員である。今年25周年である。ローズ二宮は、20数名だが、私どもより長く、25年以上の活動歴のあるフォークダンスの団体である。これら団体の活動を継続できれば、二宮町の健康寿命長期化につながることもご配慮いただければ幸いであるということである。

＜陳情者に対する質疑＞

なし

＜執行者側への参考質疑＞

二宮

町民がこのように切羽詰まって陳情を上げてくる前に、町として問題把握はどうだったのか。今回は条例提案と同時ではあるが。

財務課長

8月冒頭の説明会を行ったとき、色々ご意見をいただいた中で、この先どうなるかという不安をお持ちのかたからのご相談もあったので、それもひとつのきっかけである。しかしこれは駅前廃止云々の前に、町民センターについては、コマが使いにくいという声の利用者からはあった。したがって今回条例改正するいいタイミング、きっかけと言えるかもしれない。この陳情が出る以前にも同様の声があったということである。こうした意見が強いと町で判断したの

で、条例等出させていただいたところである。

二宮

色々な声を聴きながら、すぐには動けないということは改めていただきたいなと思う。町も行き先やそのほかのことも決めなければいけないということで、同時進行で、色々なことが出てくるので、この問題も含めて、耳を傾けたらすぐに動いていただきたいと思う。

休憩 14時40分

(傍聴議員の質疑：渡辺・根岸 各議員)

再開 14時58分

<意見交換>

なし

<討論>

なし

<採決>

委員長

陳情第7号を採決する。陳情第7号を採択することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって陳情第7号採択と決した。

以上で陳情第7号の審査を終了とする。

休憩 14時59分

再開 15時01分

⑦平成30年度の「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額決定・変更通知書(特別徴収義務者用)」へのマイナンバー記載の中止などを求める陳情 (平成29年陳情第8号)

<趣旨説明>

(趣旨説明：神奈川県保険医協会 知念氏)

知念氏

私ども保険医協会は、県内の開業保険医、医科診療所、歯科診療所の院長が会員となり組織されている団体で、約6,200名が加入している。当会は、開業保険医の生活と権利を守ること、国民医療の向上を図ることを設立の目的としている。当然、開業保険医も他の中小企業の社長と同じ事業者、経営者なので、住民税特別徴収税額決定・変更通知書、長いので以下「特徴通知」とするが、この特徴通知に従業員のマイナンバーが記載されたことにより、マイナンバーの管理や安全措置を強要され、漏えいのリスクなどを押し付けられている。ご存じのように、マイナンバーは税や社会保障にかかわる個人情報に紐づいた番号なので、マイナンバーが漏えい・流出すれば、個人の収入や生活実態がおおよそ把握できるだけの個人情報を引き出すことも技術的に不可能ではない。なのでマイナンバーは「特定個人情報」と位置付けられ、他の個人情報より厳格な取り扱いが規定されている。

そのマイナンバーを、自治体が一方的に送ってくることは個人情報保護の観点からみてあり得ない行為である、事実、県内では7市町が特徴通知を誤送付し、50通超のマイナンバーが漏えいした。二宮の近隣では大磯町で誤送付が発生している。そもそも事業者は、従業員の住民税を天引きするのに、マイナンバーを必要としていない。そのことから、特徴通知へのマイナンバー記載がいかにも無駄なことで、特定個人情報を漏えいの危機にさらしてまでもやらなければならないことか、ご理解いただけるものと思う。事実、県内では、藤沢、厚木、葉山の3市町が独自の判断で、特徴通知にマイナンバーを記載しなかった。また県外では、東京で約5割、埼玉で約8割の市町村がマイナンバーを記載しない選択をした。なぜこれらの自治体が総務省令に従わず、マイナンバーを記載しない選択をしたのか、今回の特徴通知へのマイナンバー記載に関して、総務省が自治体向けに発出した通知を見ると、その大半が「技術的助言」と位置付けられている。技術的助言とは、自治体の自主性・自律性の尊重を大前提としており、強制力はない。従わなかったから罰則があるとか、不利益が生じるといった自治体にとっての不都合はないし、高市前総務大臣も5月の記者会見の席で明言している。

自治体と国との関係は対等であり、マイナンバーを記載しなかった自治体の判断は、市民、町民の安心・安全を最優先とした地方自治として正しいあり方だと思う。二宮町において、再度検討していただき、来年度の特徴通知にはマイナンバーを記載しないことを強く求める。

＜陳情者に対する質疑＞

二宮 開業医の数が6,200名という説明を受けたが、事業者は過重な負担ということで、開業保険医にとっては、というところと、中小規模の事業者の皆様と同じくとあるが、開業医のうち何%のかたからそのような声が出ているのか。

知念氏 会員6,200名のうち、何人からこのような声が上がっているのかということは把握していないが、基本的に多くのところから聞かれるということもあり、そもそもマイナンバーを管理したいんだという中小規模の事業者がいるとは、正直この制度の概要からみても思えない。

二宮 すると、具体的にこのような声は、会員の中からアンケートとして上がってきているとか、そういった資料は無いということか。

知念氏 そうである。

杉崎 医師会はマイナンバー反対である。そちらの保険医協会は、マイナンバー反対か賛成か、それを伺いたい。あと、2番目の事業者は過重な負担というところで、「一方、我々開業保険医にとっては、中小規模の事業者の皆様と同じく」云々あって、まさにこの通りだが、中小規模の事業者は、面倒くさいと思いながら書いている。あ

あなたがたがうらやましいのは、こういうことが載せられるのが嫌だよと言えること。マイナンバーに反対ならば、マイナンバー制度そのものに反対する陳情にしないのはなぜか。

知念氏

まず、医師会が反対しているとは聞いていない。医師会は、マイナンバー直接に対しては、賛成・反対の意見を言っていないが、私たちと一緒にするのは、マイナンバーに医療情報を紐づけることに反対ということである。これについては、政府に積極的に働きかけている。神奈川県保険医協会は、マイナンバー制度そのものに対して反対の立場を取っている。その旨の陳情は、マイナンバー制度がスタートする前の2015年の9月議会で陳情を提出している。おっしゃられたように、マイナンバー制度に反対だ、やめて下さいという意見を国に出して下さいという陳情は、すでに2年前に出させていただいた。今も、私たちがいくら嫌だと言っても、制度が始まっているので、制度反対というのは別の形で、裁判という形で国に対して求めている。ただ、実際にはマイナンバー制度はすでにスタートしていて、こういった実害が出ているので、これを止めるために、必要以上の漏えいとか、流出といった危険にさらさないような運営をしてほしいということである。制度反対という旗は降ろしてはいないし、それについては、別の形で運動している。

杉崎

医師会は表立って反対はしていないが、医療情報はちょっと置いて、本当の目的は、印鑑がばれてしまうから。ほとんどの医師が収入がガラス張りになってしまう。それを嫌がっているというのは、ちょっと上の人に聞いた話である。開業医は記載しなくてもいいのではないか。それは法的にしなくてはいけないのか。なぜ、このような、特徴のような面倒くさくて、あなたがたに関係の無い、特徴通知にマイナンバーを載せないで下さいという陳情を出すのかよく理解できない。他人事ではないか。開業医はもっと違う運動をしたらよいのではないかと思うが。

知念氏

一番最初に言ったが、町の医者、歯医者は、単に診療しているわけではない。その診療自体は経営である。ということは、他の中小の企業、つまり商店、工場と同じく、医療という商売をやっているのと同じである。ということは、経営者としての立場もあるということ。この問題は、開業医は関係ないということにはならない。医者は診療だけやっているというのは、乱暴な話である。特徴通知というのは、従業員を抱えていて、給与を天引きで、住民税を特別徴収しているところはすべて関わってくる問題だ。基本的には、従業員が少ないところほど、マイナンバーの管理はひじょうにたいへんである。これは、帝国データリサーチの方が、マイナンバーが始まる前に出しているデータだが、マイナンバーの管理に中小規模の事業者がいくらお金をかけるかというところで、50万円から100万円かかるという話である。これをどこから出すのかと言ったら、国から補助があるわけではないので、これは事業者が持たなければいけない。そうした形で保管して、保管するだけのメリットが、中小

事業者にあるのかと言ったら、マイナンバーは民間の事業者は現在使えないわけで、マイナンバーの保管・管理は何らメリットがあるものではない。むしろリスクの方が高まる。特徴通知のことでなぜ言っているかについては、従業員がもしマイナンバーを教えてくれないければ、これから始まる年末調整の段階で、扶養控除等申告書というものを配るが、その際に、マイナンバーを教えてくれないということであれば、事業者は市町村・税務署にマイナンバーを提供できないということになる。ただし、この特徴通知については、事業者が、市町村に対してマイナンバーを知らせていないにも関わらず、そのマイナンバーを市町村が調べて、業者に送ってくるということ。自分のところの従業員は、人によってプライバシーの観点からマイナンバーを知られたくないと拒否をする人もいる。拒否しているにも関わらず、そういう意思にも関わらず、市町村が事業者に送付してくる。事業者としては、市町村が勝手に送付してきたということになる。そういったことで、従業員との関係も厄介なことになり、事業者としては教えてもらわなかったおかげで、マイナンバーを管理しなくてラッキーだったわけだが、市町村が送ってきたおかげで、管理せざるを得ないことになっている。だから問題だということはこの陳情で述べている。

杉崎

医師は置いといて、中小零細企業にもそれが言えるはずだが、そういう話はあまり聞いていない。源泉徴収票には、パソコン上で何桁か入れられるようになっている。それはソフト会社で、そういうふうにできていて、我々中小企業は、断れない、書かざるを得ない。計理士に聞いても税理士に聞いても「まあ書いて下さいよ」ということで、逆にあなたがた幸せだねこういう運動ができてと、私はそう思う。

＜執行者側への参考質疑＞

二見

普通郵便で送付するということが、二宮町では事故は無かったのか。また、もし普通郵便が不都合で、郵送方法を変えようかという検討もしているかどうか。あと、陳情に「そうした状況にも関わらず、貴町はマイナンバーの提供を拒否した従業員のマイナンバーも特徴通知に記載し、事業者に送付しました。納税者たる従業員の意味・意向と関係なく、市町村が勤務先にマイナンバーを知らせることは、当該従業員のプライバシーを著しく逸脱する行為だと言わざるを得ません」ということが書いてある。これに対する町側の見解は。

課税班長

郵送の送付方法については、当初は普通郵便ということ考えていたが、今年度については特定記録の送付ということで、手続きを取らせていただいた。封筒に特定記録という表記と、宛名に心当たりが無い場合は開封しないでポストに投函するか、郵便局にご連絡下さいという文言を封筒の表（オモテ）面にシールを貼っている。今年度は誤送付は無い。

戸籍税務課長

事業者に送付した意思を問わず等々の質問について、番号法第19条第1項に規定されており、何ら変更は無い。番号法の規定に基づいた形の中で、送付をさせていただいた。個人番号の通知については、地方税法第321条の4第1項の規定により、地方税法施行規則第3号の様式に基づいた形で作成し、これは地方税法第43条で、総務省令で定める様式で、税額決定通知を作成することとなっている。それに基づいて、通知書を発送している。

二見

去年は事故が無かったと。郵送方法も変えると。事故の無いようお願いしたい。陳情では、プライバシーの侵害ということを言われている。プライバシーを著しく逸脱する行為と書かれている。それに対して、今の税法とか番号法に載っているという答弁だったが、陳情者の主張と違うが、そのへんの答弁を。ただ法律に載っているからやっているよじゃなくて。そのへんはつきりさせておいては。

戸籍税務課長

先ほど、法令の方の話をしたが、特別徴収の決定については、先ほどの条項に基づいた形の中で、課税を決定している。決定通知書の様式についても、地方税法施行規則の3号様式として、法令で定められているものであり、法令を執行する町側としては、上位法に反してまですることはできないだろうという判断のもと、やらせていただいている。

二見

町側の答弁としては、このへんなのかと。個人的な問題で、ここまで言われたら、もっと反論すると思うが。

野地

町内外に送付したあとで、町民や事業主からなぜこのようなものを送付してくるのかというような質問や苦情はあったのか。

課税班長

5月中旬に特徴通知を発送しているが、特にその内容での問合せは無かった。

休憩 15時25分

(傍聴議員の質疑：露木、渡辺 各議員)

再開 15時36分

<意見交換>

なし

<討論>

二宮

不採択の立場で討論する。マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が、同一人の情報であることを確認するために活用されるもので、さらに行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤である。この陳情は本年3月にも来ており、状況的变化として、誤送付や漏えいが説明されているが、二宮町では特定記録郵便で送付していることに加え、町民からの問合せも無

く、事業者は過重な負担と記載されている、開業保険医や中小事業者の実質的な総意であるという判断ができないという理由から、不採択とする。

＜採決＞

委員長

陳情第 8 号を採決する。陳情第 8 号を採択することに賛成の委員の挙手を求める。

挙手…なし

念のため不採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。

挙手…全員

よって陳情第 8 号は不採択と決定する。以上で陳情第 8 号の審査を終了する。

休憩 15 時 38 分

再開 15 時 47 分

⑧二宮町税条例の一部を改正する条例（町長提出議案第 56 号）

＜補足説明＞

政策総務部長

改正概要について、補足説明させていただく。課税班長より説明する。

課税班長

お手元にお配りした A4 横サイズの資料をご覧いただきたい。大きく 3 つに分かれており、1 つ目はわがまち特例という内容で、法律で一律に定めていた課税標準や税の特例措置を各市町村の条例で決定できるようになるものである。今回については 5 つの項目になっている。保育の受け皿整備促進のための税制上のものと、市民公開緑地の認定制度の創設に伴うものである。家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業については、30 年度課税から適用となっている。特例割合については、法律と同様の 2 分の 1 を参酌して割合を乗じて出た価格となっている。改正対象条例については、第 20 条の 2 第 1 項から第 3 項である。

次に、企業主導型保育事業の用に供する固定資産については、5 年間 2 分の 1 を減額という形で予定している。対象条項は、附則の第 15 項第 10 号となっている。改正都市緑地法に規定する緑地管理機構が設置する市民公開緑地に供する土地について、緑地管理機構というのは、県知事が指定する団体となる。また、市民公開緑地については、団体が計画を作成し町長がこれを認定するものとなっている。こちらは 3 年間、価格の 3 分の 2 の割合を乗じて得た額となっている。対象条項は附則第 15 号の第 11 号である。

続いて、2 つ目は災害に関する税制上の措置ということで、2 つ設けさせていただいている。特定被災共用土地に係る固定資産税額の案分の申出について、これは区分所有家屋、マンションや私道・雑種地のうち共用で持っている土地のことだが、これを市町村に税額を申し出てもらうことによって按分で分けるということである。被災住宅用

地の申告について、災害等により建物が損壊した建物の敷地の用に供された住宅用地が被災にあった場合だが、被災市街地復興推進地域が定められた場合、これまで3年だったものを4年度分に1年拡充という改正である。対象条例はそれぞれ、第21条の2第2項と第25条の2となっている。

3つ目は、軽自動車税におけるグリーン化特例の延長である。1年前に1年度分ということでグリーン化の改正があったが、今回は平成29年の4月1日から平成31年の3月31日の2年間である。該当する年度の翌年度分に関し、特例措置が適応という形になっている。具体的には、排ガス性能の部分で30年の排ガス規制が新たに加わり、燃費性能で32年度の燃費基準で30%達成ということで審査の基準がきびしくなっている部分があり、特例措置ということでそれぞれ75%、50%、25%を軽減する内容となっている。対象の条文については、それぞれ、附則の第20項から第22項である。

＜質疑＞

なし

休憩 15時53分

(傍聴議員の質疑：渡辺議員)

再開 15時55分

＜討論＞

なし

＜採決＞

委員長

それでは議案第56号を採決する。原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第56号は可決と決定する。以上で議案第56号の審査を終了する。

⑨二宮町自転車駐車場条例の一部を改正する条例（町長提出議案第59号）

＜補足説明＞

なし

＜質疑＞

善波

駅前町民会館という名称が無くなるため、支払等の支障がないよう勝負前という名称に変えるという理解でよろしいか。

防災安全課長

その点もあるが、臨時自転車駐車場は内原北・南という小字を使用しているため揃える形とした。今後、名称の変更が発生しないということも含めて変更させていただく。

休憩 16時00分

(傍聴議員の質疑：小笠原)

再開 16時01分

<討論>

なし

<採決>

委員長

それでは議案第59号を採決する。原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第59号は可決と決定する。以上で議案第59号の審査を終了する。

これをもって、当委員会に付託された案件の審査を終了する。ご苦勞様でした。

閉会 16時02分